

# 監査への信頼と監査の失敗

——監査の失敗研究に向けて——

栗 濱 竜一郎

## 1. はじめに

株式会社の不正会計が社会に明るみに出るたびに、社会の人々は不正会計を発見できなかった監査人や財務諸表監査制度に対して批判をする。とりわけマスコミは、監査の失敗という言葉を使って、センセーショナルに財務諸表監査制度や監査人に対して批判を展開する。このように、財務諸表監査制度および監査人は大きな注目を浴びるのである。ただ、株式会社の不正会計を、ただちに監査の失敗と捉えられてしまうことは、監査人にとっては悩ましい問題である。

さらに、実際に、監査の失敗が社会に明らかになった場合、財務諸表監査制度や監査人に対する批判はさらに熱を帯び、財務諸表監査制度や監査人に対する社会の人々の信頼は喪失する。つまり、社会に露呈した監査の失敗は監査不信を引き起こすのである。とりわけマスコミは、監査不信を大々的に報じ、極端な場合、監査不要論を展開する。この監査不信は、社会の人々が財務諸表監査制度や監査人に対する信頼ゆえに生ずると考えられている。

しかしながら、そもそもなぜ社会の人々は財務諸表監査制度や監査人を信頼するのであろうか。そして、社会の人々は財務諸表監査制度や監査人の何を信頼しているのであろうか。また、そもそも監査の失敗とはどのよ

うな意味なのであろうか。なぜ社会の人々は監査の失敗に大きく注目するのであろうか。さらに、監査の失敗は、財務諸表監査制度や監査人に対する社会の人々の信頼の喪失とどのように結びついているのであろうか。そして、どのように監査の失敗が監査不信を引き起こし、ひいては社会に負の影響を与えるのであろうか。

これらの疑問の内容は自明のこととして取り扱われているようであるが、果たして十分な理論的分析が行われ、十分な理論的説明がされているのであろうか。自明なことを改めて理論的に分析し、社会に対して理論的に説明することは、われわれの理解をさらに深め、新たな知見などを得る上で重要なことであるといえる。このことは、財務諸表監査の研究においてもいえることである。

そこで本稿では、これらの疑問に則って、監査への信頼と監査の失敗に関して検討を行っていく。まず、財務諸表監査制度の特性および監査人の特質を分析することを通じて、社会の人々が財務諸表監査制度および監査人によせる信頼の内容を検討し、その後監査の失敗の意味内容に関して検討する。そして、これらの検討を通じて、監査への信頼と監査の失敗の関係を明らかにする。これらの検討を行うことによって、監査の失敗研究の重要性をより深く理解することができ、そして監査の失敗研究の社会的意義を明らかにすることができると思われる。

## 2. 社会と財務諸表監査

財務諸表監査は社会制度である。社会の人々は財務諸表監査制度を信頼しているといわれている。それゆえ、財務諸表監査が有効に機能しなかった場合には、社会の人々は財務諸表監査制度に対して不信感を抱く。

それでは、そもそも財務諸表監査制度とは何であり、どのような特性を有しているのであろうか。そして、社会の人々はなぜ財務諸表監査制度を

信頼し、その何を信頼しているのでしょうか。ここでは、これらの疑問に則って、財務諸表監査に関して検討していく。

## 2.1 社会的存在としての財務諸表監査

われわれは資本主義社会に生きている。その資本主義の中核を担うのは、証券市場および株式会社である。もし資本主義の中核を担う証券市場および株式会社が不安定になれば、われわれの社会は不安定になる。そのため、証券市場および株式会社の安定性、ひいてはわれわれの社会の安定性を確保するために、何らかの社会的装置が必要となる。

証券市場における財務諸表監査は、一種の外部性を有しており、証券市場の安定性を確保するために重要な役割を担っている（栗濱，2011）。そのため、適切な監査結果は正の外部効果を持ち、監査の失敗（とりわけ、精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗）は負の外部効果を持っている。つまり、財務諸表監査は、証券市場において信頼を醸成する機能を持っているのである。

また、株式会社における財務諸表監査は、被監査会社（経営者）と広義のステークホルダー（社会の人々<sup>1</sup>）の信頼関係を醸成し、株式会社の安定性を確保するために重要な役割を担っている（Kurihama, 2007；栗濱，2011）。そのため、適切な監査結果は信頼関係の強化・拡張に繋がり、監査の失敗（とりわけ、精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗）は信頼関係の脆弱化に繋がる。つまり、財務諸表監査は、被監査会社（経営者）と社会の人々<sup>1</sup>の間の信頼を醸成する機能を持っているのである。

財務諸表監査が有効に機能していれば、株式会社の不正会計が抑制され、証券市場および株式会社の安定性はある意味で確保される。逆に、財務諸表監査が有効に機能しなければ、株式会社の不正会計が助長され、証券市場および株式会社は不安定になる。それにより、証券市場および株式会社全体に対する不信が形成され、証券市場制度および株式会社制度はよ

り一層不安定になり、結果的に株主・投資者だけではなく、社会の人々すなわちわれわれの社会も負の影響を受けることになる。

以上のように、財務諸表監査は、被監査会社（経営者）と社会の人々の信頼関係の間に存在する財務諸表の信頼性をめぐる潜在的な利害の対立を緩和するために関与している。財務諸表監査は、証券市場および株式会社と社会の人々の間の信頼を醸成する1つの媒介であり、社会における1つの潤滑油と捉えることができる。それゆえ、財務諸表監査は、公共の利益に資するものであり、社会に貢献するものと捉えられている。財務諸表監査は、われわれの社会において必要不可欠な存在であり、社会からその存在が認められている社会的存在である（栗濱，2011）。

## 2.2 財務諸表監査制度

社会的存在としての財務諸表監査は社会制度である。制度は、社会的ルールの一環として捉えることができる（Veblen, 1909；Hodgson, 2006など）<sup>2</sup>。したがって、財務諸表監査制度とは、社会的相互作用を構造化する、確立され普及した社会的ルールの体系、すなわち財務諸表監査に関するルールの一環と捉えることができるのである（栗濱，2011）。たとえば、わが国の財務諸表監査に関するルールとして、監査慣行をはじめ、監査基準、品質管理基準、不正リスク対応基準、監査実務指針、日本公認会計士協会の協会規則および倫理規則、そして公認会計士法などの財務諸表監査に関連する各諸法規などが該当する。

この社会制度としての財務諸表監査制度は、マクロである社会とミクロである監査関係者の間のメゾレベルに存在し、両者を媒介するものとして位置づけられる（図1）（栗濱，2011）<sup>3</sup>。財務諸表監査制度は監査関係者（監査人、社会の人々、そして経営者）の認識や行動を規定するだけでなく、監査関係者の認識や行動が財務諸表監査制度に影響を与える。また、監査関係者の認識や行動はマクロレベルの社会に影響を及ぼし、それがメ

## 監査への信頼と監査の失敗

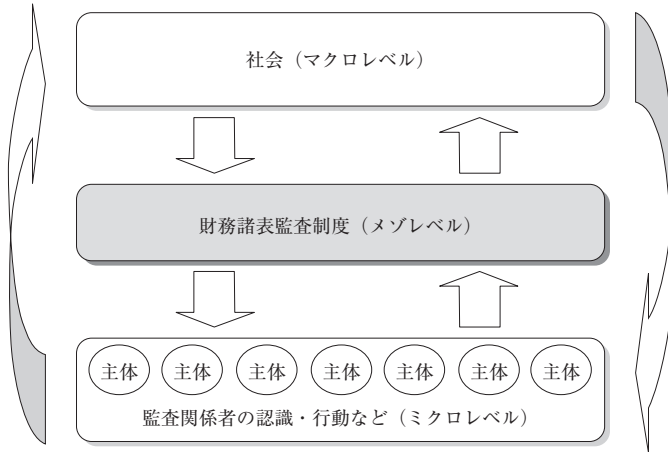


図1 財務諸表監査の位置づけ (マイクロ・メゾ・マクロ・ループ)

ゾレベルに位置する財務諸表監査制度へ影響を与える。たとえば、マイクロレベルの監査人の判断や行動などに起因する監査の失敗（とりわけ、精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗）は、メゾレベルの財務諸表監査制度に対する信頼を喪失させ、その結果としてマクロレベルの社会の安定性に負の影響を与える。そして、マクロレベルの社会的帰結（社会の不安定性）が監査の基準などのルールの見直し・変更を促し、このルールの変更が監査関係者の認識や行動などに変化を及ぼすのである。

さらに、このような社会制度としての財務諸表監査制度は、制度資本としてみなすことができる（栗濱，2011）。制度資本とは、社会の人々が人間的な尊厳を保ち、市民的自由を最大限享受できるような社会を持続的かつ安定的に維持するために必要不可欠な社会的装置である（宇沢，1977，2000，2003など）<sup>4</sup>。逆に、制度資本が存在しない場合やそれが安定的に管理・運営されない場合には、社会は不安定になってしまう。それゆえ、安定的な社会を具現化するために、社会において制度資本が必要とされている。この制度資本には、医療制度，教育制度，司法制度，市場制度，行政

制度，そして金融制度などがある<sup>5</sup>。

制度資本としての財務諸表監査制度は，その制度が円滑に機能するとき，証券市場および株式会社の安定性を確保し，現在から将来にわたる長い期間を通じて，社会的安定性を確保するために重要な役割を果たしている。逆に，監査の失敗（とりわけ，精神的独立性の欠如に起因する監査の失敗）は，証券市場および株式会社の不安定性をもたらし，現在から将来にわたり，経済活動が円滑に機能しなくなり，それに伴い大きな社会的経済的な不利益をもたらし，社会的不安定性をもたらす1つの要因となる。実はわれわれは，このような状況を目の当たりにしてきた<sup>6</sup>。それゆえ，社会的安定性を確保するためには，制度資本としての財務諸表監査制度を適切に管理・運営しなければならない。この管理・運営は，行政的観点や市場的基準から行うのではなく，会計プロフェッションである監査人が中心となって，専門的知見に基づき，職業倫理にしたがって行うべきものである。そのため，監査人および会計士協会は，社会の人々から制度資本としての財務諸表監査制度の適切な管理・運営を信頼によって任されている以上，公共の利益のために積極的に自主規制を行う必要がある。その上，信任の視点から，制度資本としての財務諸表監査制度の適切な管理・運営には，自主規制に加えて，公的介入が必要とされる。適切な公的介入が行われることによって，財務諸表監査制度は，より一層安定的に維持することができるのである。

以上のように，財務諸表監査制度は，社会を持続的かつ安定的に維持するために必要不可欠な社会的装置の1つである<sup>7</sup>。それゆえ，監査の失敗は，監査人だけの問題ではなく，財務諸表監査制度ひいては社会に大きな影響を及ぼす問題であるということを十分に理解する必要がある。そのため，監査の質を確保することが強く求められているのである。

### 2.3 財務諸表監査の目的・機能とその質

財務諸表監査の目的は、独立の監査人が監査意見を表明することを通じて、経営者が作成した財務諸表の信頼性を合理的な程度で保証することである。無限定適正意見（unmodified opinion; unqualified opinion; clean opinion）は、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないことを意味している。それゆえ、監査人は、重要な虚偽表示を発見するように財務諸表監査を実施する必要がある。監査人が重要な虚偽表示を発見することは、財務諸表の信頼性を保証することに通じる。つまり、「財務諸表の信頼性を保証すること」と「重要な虚偽表示を発見すること」とは表裏の関係にある。したがって、財務諸表監査の目的は、重要な虚偽表示を発見することと捉えることができるのである。

このような目的を持つ財務諸表監査の機能には、基本的に、保証機能、統制機能、情報提供機能、そして信頼醸成機能がある<sup>8</sup>。なかでも、保証機能は、財務諸表監査における本質的機能として位置づけられている。

保証機能とは、監査意見を表明することを通じて、財務諸表の信頼性を合理的な程度で保証する機能のことである。財務諸表の信頼性を保証するためには、重要な虚偽表示を発見することが必要となる。そして、この保証機能を果たすためには、下位の機能が必要である。この下位の機能が批判機能および指導機能である。批判機能は、監査人が、財務諸表が適正に表示しているかどうかを、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして批判的に検証する機能である。この批判機能には、監査人が、誤謬または不正による虚偽表示の可能性を示す状況に常に注意を払い、監査証拠を批判的に評価することも含まれる。監査人は、批判機能を十分に発揮して、財務諸表に含まれる重要な虚偽表示を発見するように努める必要がある。他方、指導機能は、監査人が、経営者に対して、会計処理上の不備などにつき必要な助言・指導を行い、適正な財務諸表の作成に導く機能である。監査人は、重要な虚偽表示を発見した場合には、経営者にそれを

修正するように助言・指導を行う必要がある<sup>9</sup>。

このように、監査人は、批判機能と指導機能の両方を発揮して、上位の保証機能を果たすことができるのである。なかでも、望ましい保証機能は、監査人が無限定適正意見を表明することである。たとえば、もし監査人が財務諸表全体（広範囲）に及ぶ重要な虚偽表示を発見した場合、指導機能を発揮せず、ただちに上場廃止基準に抵触する不適正意見を表明することは、社会の人々を保護するという観点から望ましい対応策とは必ずしもいえない。監査人は、社会の人々のために、批判機能を発揮するだけでなく、指導機能（たとえば、この場合、当該重要な虚偽表示を修正するように、経営者に助言・指導すること）も発揮して、無限定適正意見が表明できるように努める必要がある。ただし、指導機能には強制力がないため、監査人は、指導機能を発揮しても経営者がその修正に応じず、無限定適正意見を表明できないと判断した場合には、不適正意見を表明する必要がある。また、状況に応じて、監査人は被監査会社の監査を辞職する、監査契約を解除する必要がある。つまり、監査人は、批判機能を発揮して重要な虚偽表示を発見した場合には、①指導機能を発揮する、②修正などが行われない場合には、監査意見を修正する<sup>10</sup>、③必要な場合には、辞職する、という適切な対応を行って、社会の人々のために望ましい保証機能を果たすように努める必要がある。この場合、監査人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施しているということは言うまでもないことである。

財務諸表監査が有効に機能（とりわけ、保証機能）すれば、監査の質は確保される。たとえば、アメリカ会計検査院（U.S. Government Accountability Office : GAO）の報告書（GAO, 2004, p. 6）によると、監査の質（audit quality）とは、「監査人が、一般に認められた監査基準（GAAS）に準拠して監査を実施し、(1)財務諸表が一般に認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成され、(2)誤謬または不正による重要な虚偽



## 監査への信頼と監査の失敗

表示がないことについて合理的に保証することを意味する。この定義は次のことを前提としている。監査は GAAS に準拠して実施されており、監査人は、GAAS の範囲内で適切に重要な虚偽表示を発見し、そして発見した重要な虚偽表示に関して、(1)財務諸表に重要な虚偽表示が残存しないように、適切な修正、関連する開示項目、そしてその他の変更が行われるようにする、(2)もし適切な修正や他の変更がされない場合には、監査意見を修正する、(3)必要な場合には、公開会社の登録監査人を辞職し、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) に対して辞職の理由を報告する、という適切な対応を行ったと関連する事実および状況に関して知識を持った合理的な第三者が結論を下したことを前提としている」ということである。つまり、監査人は、監査の質を確保するために、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、重要な虚偽表示を発見するように努め、それを発見した場合には適切な対応を行うことが求められている。このように、上述の望ましい保証機能と監査の質は密接に関係している。逆に、財務諸表監査が有効に機能しなければ監査の質は確保されない、すなわち監査の失敗ということである。つまり、監査の質と監査の失敗は表裏の関係にある。

加えて、上記2.1でも触れたように、財務諸表監査は、被監査会社（経営者）と社会の人々との間の信頼を醸成する機能を持っている。信頼醸成機能は、基本的に保証機能が十分に発揮されて機能するものであり、被監査会社（経営者）と社会の人々の信頼関係を強化・拡張することに寄与するものである。この信頼醸成機能の有効性は、監査の質によって左右されるのである。

以上のように、財務諸表監査の目的、財務諸表監査の有効性、そして監査の質は密接に関係している。重要な虚偽表示を発見するという財務諸表監査の目的を達成するためには、財務諸表監査を有効に機能させ、監査の質を十分に確保する必要がある。監査の質の確保は財務諸表監査制度の安

定性に寄与する。そして、財務諸表監査制度の安定性は、証券市場および株式会社の安定性、ひいては社会の安定性に貢献できるのである。

### 3. 会計プロフェッションと監査人

財務諸表監査の担い手は監査人である。監査人の資格は、会計士および監査法人に限定されている。監査法人は会計士によって設立された法人であり、その会計士は会計プロフェッションとよばれている。

それでは、監査人の資格を有する会計士はそもそもどのような存在であり、どのような特質を有しているのであろうか。ここでは、まずプロフェッションおよび会計プロフェッションである会計士の特質をそれぞれ検討し、その後会計士である監査人の特質を明らかにしていく。

#### 3.1 プロフェッション

われわれは、プロフェッションやプロフェSSIONALという言葉を現存する多くの専門職業に対して用いている。医師、弁護士、そして会計士などのプロフェッションも生計を立てるための職業の1つかもしれない<sup>11</sup>が、果たしてこれらのプロフェッションは他の専門職業と同じといえるのであろうか。

そもそもプロフェッション (profession) とは、ヨーロッパ社会 (とりわけ、キリスト教文化) を背景に自然発生的に誕生し、成長・発展した職業である。このプロフェッションという言葉には、神に誓う・公に宣言する (profess) などの意味が内在している。つまり、プロフェッションとは、その職業に就く際に、公共の利益に貢献することや相手の利益を最優先することなどを神に誓い、それらの約束を守ることによってはじめて成り立つものと考えられていた。このような背景を持つプロフェッションの典型は、聖職者、医師、そして弁護士である。これらは、伝統的 (または

古典的) プロフェッションとよばれている。

現代において、プロフェッションとは、「学識（科学または高度の知識）に裏づけられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて、不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動をおこない、よって社会全体の利益のために尽くす職業（石村，1969，25-26頁）」である。とりわけ、プロフェッションとは、専門的知識や能力などに基づいて、信頼して任せてくれる相手に対して高度なサービス（専門業務）を提供する責任を負っていることによって同定される。

この伝統的プロフェッションである医師や弁護士が、現代社会においてもプロフェッションとして優遇され、社会から特権（資格付与に対して持つ強い影響力と高度な自己規律など）が認められているのは、次のような理由による（ジョイ，2005，239-240頁）。

- ① 2つの専門職に新規参入するには相当の知的訓練を要すること
- ② 実務には複雑な判断を要すること
- ③ 依頼者または患者は、大抵の場合サービスの質を自分で判断する能力を持たないために、両専門家を信頼しなければならないこと
- ④ 両専門家は、依頼者や患者の利益を最優先するという義務に服することによって、信頼を正当化すること
- ⑤ 専門家として公益のために自己規律を行うこと

以上のように、社会の人々は、大抵の場合専門的判断を伴うプロフェッションの業務の質を自分で判断する能力を持たないために、プロフェッションを信頼しなければならない。社会の人々は、プロフェッションにその専門業務を信頼して任せている。それゆえ、プロフェッションは、社会の人々の信頼に応えるために、社会の人々の利益を最優先するという倫理的義務を負い、自らの専門的判断に対して内省（reflection）することが強く求められている。プロフェッションの倫理的義務や内省は、社会の

人々がプロフェッションによせる信頼ゆえに生ずるのである。

まさに、プロフェッションとは、専門的知識・能力に基づいて、信頼して任せてくれる相手の利益を最優先させ、専門的判断を伴う専門業務を提供し、よって公共の利益に貢献する職業である。

### 3.2 会計プロフェッションと会計士

会計プロフェッションである会計士<sup>12</sup>は、伝統的プロフェッションの範疇に入らない。伝統的プロフェッションの活動は基本的に治療や救済などを目的とし、他方、近代以降のプロフェッションの活動は基本的に社会の経済活動などの一翼を担うことを目的としている。会計プロフェッションは、分業と専門化を特徴とする資本主義、なかでもイギリス産業資本主義時代において出現した<sup>13</sup>近代以降のプロフェッションである。

分業と専門化によって誕生した多くの専門職業のうち、プロフェッションを標榜するためには、他の専門職業とは異なったプロフェッションとしての特質を備える必要がある。プロフェッションは、他の専門職業に比べて、より高度な専門的知識・能力およびより高度な倫理観などが求められる。

当初、会計士は、会計プロフェッションとしての社会的地位を得ておらず、当然社会的な認知も低かったのである。そのため、会計士は、会計プロフェッションとしての社会的地位を築き、社会的な認知を高めようと考えた。そこで、会計士は、伝統的プロフェッションである医師や弁護士を参考にしながら、プロフェッションとしての特質を備えるべく努力をしてきた。つまり、会計士は、プロフェッション化を行ってきたのである。

このプロフェッションが備えるべき特質<sup>14</sup>は、たとえば、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : AICPA) ・職業行為基準特別委員会 (アンダーソン委員会) 報告書の中で次のようにあげられている (AICPA, 1986, p. 9 ; 八田訳, 1991, 19-20頁)。

## 監査への信頼と監査の失敗

- ①専門的知識があること
- ②正式な教育課程を備えていること
- ③プロフェッションの団体への入会に関する基準があること
- ④職業倫理規程があること
- ⑤免許状もしくは特別な称号によってその地位が認められていること
- ⑥所属する人々が実施する業務に対して公共の利益が存在すること
- ⑦所属する人々がその社会的責任を認識していること

アメリカ公認会計士協会は、会計プロフェッションは上記のすべての特質を備えており、プロフェッションとみなすことができるとしている。

以上のように、会計プロフェッションである会計士はプロフェッションである。社会の人々は、大抵の場合専門的判断を伴うプロフェッションの業務の質を自分で判断する能力を持たないために、会計プロフェッションである会計士を信頼しなければならない。社会の人々は、会計士に会計業務や監査業務などを信頼して任せている。それゆえ、会計士は、社会の人々の信頼に応えるために、社会の人々の利益を最優先するという倫理的義務を負い、自らの専門的判断に対して内省することが強く求められている。会計士の倫理的義務や内省は、社会の人々が会計プロフェッションである会計士によせる信頼ゆえに生ずるのである。

まさに、会計プロフェッションである会計士は、専門的知識・能力に基づいて、信頼して任せてくれる相手の利益を最優先させ、専門的判断を伴う会計業務や監査業務などを提供し、よって公共の利益に貢献する職業である。

### 3.3 監査人と職業免許制度

フリードマン (Friedman, 1962) によると、職業の規制には3種類ある<sup>15</sup>。1つ目は登録制、2つ目は認定制、そして3つ目は免許制である。1つ目の登録制は、何らかの職業に従事する場合、氏名の登録が要求され

る制度である。2つ目の認定制は、ある人がある技能を有していることを政府機関が認定する制度である。ただし、認定証を持っていない人がその技能を必要とする職業に従事することを妨げてはならない。3つ目の免許制は、ある人がある職業に従事するためには、政府機関（監督官庁）から免許を取得しなければならない制度である。免許制では、免許を持っていない人はその職業を営むことが許されず、もしそれを営んだ場合には罰金または実刑を受けることになる。つまり、免許制は、免許を持つ人に限定されている職業、すなわち独占業務にかかわる職業を意味している。

プロフェッションは独占業務にかかわる職業である。たとえばわが国の場合、医行為は医師の独占業務であることが法律によって認められている（医師法第17条）。また、法律事件に関する事務は弁護士の独占業務であることが法律によって認められている（弁護士法第72条）。つまり、伝統的プロフェッションである医師や弁護士は、免許制であり、独占業務にかかわる職業である。

フリードマンは、アメリカにおいて会計士が従事する監査業務などは認定制ではなく、免許制であると指摘している<sup>16</sup>。つまり、財務諸表監査は会計士の独占業務ということである。このことは、たとえばわが国の場合、公認会計士法で次のように規定されている。

「公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。」（第47条の2）

この第2条第1項業務は、会計士または監査法人の独占業務であることが法律によって認められている。第2条第1項業務に関して、公認会計士法は次のように規定している。

「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。」（第2条第1項）

第2条第1項業務は監査証明業務とよばれ、その中心は財務諸表監査で

ある<sup>17</sup>。このように、監査人の資格は会計士および監査法人に限定されており、財務諸表監査は会計士の独占業務であることが法律によって認められている<sup>18</sup>。つまり、会計士である監査人は、社会から財務諸表監査を独占的に実施する権限を与えられているのである。

しかしながら、フリードマンは、自由主義の原則からすれば、医師、弁護士、そして監査人などの職業免許制度は容認できないと主張している。その理由としてフリードマンは、たとえば、医師免許制度は、既得権益（参入制限など）を守るために使われることによって、医療の量を減らし、医療の質を低下させていると述べている<sup>19</sup>。この主張は極端であるかもしれないが、ただ単に医師、弁護士、そして監査人などの資格を持っているだけで、社会においてプロフェッションとして優遇されていると思っはいけないという教訓として捉えることができる。

財務諸表監査が監査人の独占業務である以上、社会の人々は、会計士または監査法人以外の人々に財務諸表監査の実施を任せることができない。そして社会の人々は、大抵の場合監査の質を自分で判断する能力を持たないために、監査人を信頼しなければならない。つまり、社会の人々は、財務諸表監査の実施を監査人に信頼して任せざるを得ないのである。もし監査人がこの独占的権限を濫用しまたは任務を怠慢した場合には、社会の人々は大きな損害を被ることとなる。それゆえ、財務諸表監査の独占業務を担う監査人は、社会の人々の信頼に応えるために、社会の人々の利益を最優先させて財務諸表監査を適切に実施しなければならない。つまり、監査人は、社会の人々に対して倫理的義務を負い、自らの専門的判断（監査判断）に対して内省することが強く求められている。監査人の倫理的義務や内省は、社会の人々が監査人によせる信頼ゆえに生ずるのである。

まさに、監査人は、専門的知識・能力に基づいて、社会の人々の利益を最優先させ、専門的判断を伴う監査証明業務を独占的に提供し、よって公共の利益に貢献する職業である。

#### 4. 財務諸表監査の社会的関係——信任の視点——

周知のように、われわれは1人で生きているのではなく、人間と人間が相互に関係し合う社会的関係の中で生きている。もし宇宙で1人だけで生きているのであれば、個人や社会という意味も必要なく、コモンセンス、信頼、権限、責任、そして義務なども必要ないであろう。しかしながら、社会的関係の中で生きるわれわれには、個人、社会、コモンセンス、信頼、権限、責任、そして義務などが必要となってくる。当然、監査人も社会的関係の中で存在し役割を担っている。それゆえ、監査人に対する信頼、そして監査人の権限、責任、倫理的義務などは、財務諸表監査の社会的関係の中で決定されるのである。

上述したように、監査人は社会の人々に対して倫理的義務を負っている。それでは、財務諸表監査を実施する権限を有している監査人は、そもそも社会の人々に対してどのような倫理的義務を負い、そしてなぜそれを十分に果たす必要があるのであろうか。ここでは、財務諸表監査の社会的関係の検討を通じて、監査人の倫理的義務を明らかにしていく。

##### 4.1 社会的関係——契約関係と信任関係——

社会的関係である契約関係の考えは、中世ヨーロッパにおいて出現した。そして、われわれの社会で分業が進むにしたがって、契約関係は増加し重視されている。

契約関係は、両当事者を自己利益の追求と自己責任の原則を前提とする自由かつ対等な関係とみなす (Jensen and Meckling, 1976; Frankel, 1983; Iwai, 1999; 岩井, 1998, 2003; 樋口, 1999, 2007, 2008; 栗濱, 2011など)<sup>20</sup>。契約関係では、自己利益を追求する当事者同士が自らの自由意思にしたがって契約を結び、当事者同士が自己責任を負うことで維持され



る。この契約の自由は、契約締結の自由、契約内容の決定の自由、そして契約終了の自由である。

契約関係において、自己利益を追求するからこそ、自己責任という考えが出てくる。契約当事者は、それぞれが自己利益の追求を目指し、契約相手の利益を配慮する義務はなく、当然、いずれの当事者も相手に配慮を要求する権利はない。自己利益を追求する契約関係では、あくまでも契約上の義務だけをお互いに負えばよく、契約相手に対して倫理的義務を負う必要はないのである。

また、契約関係では、司法をはじめとする公的介入は極力排除される。なぜなら契約は、当事者同士の合意に基づいて形成される私的自治であり、当然契約の自由が尊重されるからである。仮に契約関係に公的介入が行われるとしても、対等な関係が維持できなくなった場合に、それを対等な関係に戻すことが目的となる。つまり、公的介入は、原則として、当該契約関係には踏み込まないのである。

他方、われわれの社会的関係の中には契約になじまない関係が存在している。つまり、社会的関係の中には契約になじまない要素が存在しており、実際に非契約的要素が社会的関係には必要不可欠なのである。非契約的要素の最も重要な1つは信頼である。信頼は資本主義において重要な要素である。

それでは、契約関係以外の関係とは何であろうか。それは、信任関係 (fiduciary relationship) である。信任関係とは、信任受託者が信任受益者のために行動することを信頼によって任される関係である (Frankel, 1983; Iwai, 1999; 岩井, 1998, 2003; 樋口, 1999, 2007; 栗濱, 2011 など)<sup>21</sup>。信任受託者と信任受益者の間には、情報の非対称性だけではなく、知識および能力にも大きなギャップが存在している。このことから、信任関係とは、対等性を欠いた者の間で結ばれる関係である。

信任関係においては、信任受託者に対する信頼によって支えられている

ため、信任受託者の権限の濫用や任務の怠慢は、信任受益者に大きな損害を与える。それゆえ、信任受託者は、信任受益者の信頼を保護するために、信任受益者の利益を最優先するなどの倫理的義務を十分に果たさなければならない。つまり、信任受託者は、自動的に信任受益者に対して倫理的義務である信任義務を負い、それを十分に果たす必要があるのである。信任関係を維持するためには、信任義務は必要不可欠なのである。

信任義務 (fiduciary duty) とは、他人の信頼を得て一定の任務を遂行する義務である (Frankel, 1983, 1998; Iwai, 1999; 岩井, 1998, 2003; 樋口, 1999, 2007; 栗濱, 2011 など)<sup>22</sup>。この倫理的義務である信任義務の中核的義務が、忠実義務と注意義務である<sup>23</sup>。忠実義務とは、自己利益ではなく、信任受益者の利益にのみ忠実かつ誠実に行動することを義務づけるものである。また、注意義務とは、自己利益にならないことであっても、その立場に要求される通常の注意を払って行動することを義務づけるものである。忠実義務は権限濫用の危険性の排除に、注意義務は任務怠慢の可能性の排除に資するものである。まさに職業倫理の基礎的な義務である信任義務は、信任受託者に対する信頼および信任関係の成立・維持にとって重要な役割を果たしている。

ただ残念ながら、倫理はわれわれにとって希少な資源であるので、信任受益者の信頼を保護するために、法律などによる規制が必要とされる。つまり、信任関係の維持には、信任受託者が信任義務を十分に果たすことが必要であり、それを法律で支えているのである<sup>24</sup>。実際に、信任義務である忠実義務、注意義務、そして守秘義務などは、法律などで規定されている。信任関係においては、司法を中心とする公的介入が必要不可欠なのである。

以上のように、分業と専門化による資本主義において、契約関係だけでなく、信任関係も重要な社会的関係である。

#### 4.2 監査人と信頼関係・信任義務

ミラーソン (Millerson, 1964) は、信頼関係に基づく職業の例として、聖職者、医師、法廷弁護士、事務弁護士、そして会計士などをあげている<sup>25</sup>。つまり、プロフェッションの社会的関係は信頼関係である。

財務諸表監査の社会的関係、とりわけ会計士である監査人と社会の人々の関係は信頼関係である (栗濱, 2011)<sup>26</sup>。そこで改めて、信任概念を用いて、財務諸表監査の社会的関係 (監査人と社会の人々の関係および監査人と被監査会社 (経営者) の関係) と監査人の倫理的義務を見ていくこととする。

現実には、監査人と社会の人々 (監査受益者) の間には、会計・監査などに関する情報、知識および能力に大きなギャップが存在している。このことから、監査人と社会の人々の関係は、対等な関係ではない。それゆえ、監査人は、社会の人々から財務諸表監査の実施を信頼によって任されることになる。つまり、監査人と社会の人々の関係には信頼関係が成立している。

また、そもそも財務諸表監査は、被監査会社 (経営者) との建設的な協力・信頼関係がなければ成り立たない。形式的に監査人と被監査会社 (経営者) の関係が契約関係であったとしても、監査人は、被監査会社 (経営者) から財務諸表監査の実施を信頼によって任されるという要素が必ず入り込んでくる。

この監査人と社会の人々の信頼関係において、監査人は、自動的に社会の人々に対して信任義務を負っている。また、監査人と被監査会社 (経営者) の契約関係には信任的要素が含まれているため、監査人は、被監査会社 (経営者) に対してもある種の信任義務を負っている。つまり、監査人は、社会の人々および被監査会社 (経営者) の信頼を保護するために、そして財務諸表監査を有効に機能させるために、信任義務 (忠実義務、注意義務、そして守秘義務など) を十分に果たす必要があるのである。

監査人は、社会の人々と被監査会社（経営者）のそれぞれに忠実義務（二重の忠実構造）を負っているが、財務諸表監査の最優先の受益者は社会の人々である。それゆえ、監査人は、自己利益はもちろんのこと、報酬を直接支払う顔の見える相手である被監査会社（経営者）よりも、顔の見えない相手である社会の人々を最優先させて信任義務を十分に果たし、社会の人々の信頼を保護することが強く求められている。監査人の独立性は、この二重の忠実構造から理論的に捉えることができるのである<sup>27</sup>。そして、この二重の忠実構造ゆえに、とりわけ監査人の独立性が社会において重視されるのである。

このように、信任関係において信頼は中核的な要素である。とりわけ、監査人の倫理的義務は、社会の人々が会計士である監査人によせる信頼ゆえに生じる。それゆえ、監査人が信頼されるかどうかは、監査人が倫理的義務である信任義務を十分に果たすかどうかにかかっているのである。

したがって、社会の人々から財務諸表監査の実施を信頼によって任されている監査人は、常に専門的知識・能力の向上に努め、財務諸表監査の実施に際して独立性（とりわけ、精神的独立性）（忠実義務）を保持し、正当な注意および職業的懐疑心（注意義務）を十分に働かせる必要がある。この監査人の独立性は権限濫用の危険性の排除に、監査人の正当な注意および職業的懐疑心は任務怠慢の可能性の排除に役に立つ。つまり、基本的に、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準<sup>28</sup>に準拠して監査を適切に実施することによって、財務諸表監査は有効に機能することができ、財務諸表監査の社会的関係は安定的に維持することができる。それによって、財務諸表監査は公共の利益に貢献することができるのである。逆に、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施しなかった場合には、財務諸表監査は有効に機能することができないので、信任の視点から何らかの公的な処分が下される（公的介入）のである。

まさに、職業倫理および一般に公正妥当と認められる監査の基準の基礎

## 監査への信頼と監査の失敗

的な義務である信任義務は、監査人に対する信頼および監査人と社会の人々の信任関係の成立・維持にとって重要な役割を果たしているのである。この財務諸表監査の社会的関係を図で表すと、図2のようになる。

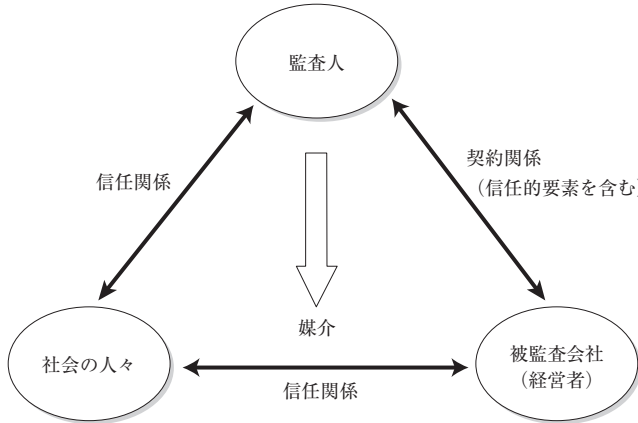


図2 財務諸表監査の社会的関係

## 5. 財務諸表監査と信頼

信頼は非契約的要素であり社会の重要な潤滑油である。これまでの議論からも分かるように、社会の人々は、財務諸表監査制度に対して信頼をよせている。そして、社会の人々は、会計プロフェッションである会計士に信頼をよせ、かつ会計士である監査人に信頼をよせて、監査人に財務諸表監査を実施する権限を独占的に与えている。その監査人は、財務諸表監査の実施を通じて、被監査会社（経営者）と社会の人々の間の信頼を醸成している。

また、監査人と社会の人々の信任関係において信頼は中核的な要素である。社会の人々は、監査人に財務諸表監査の実施を信頼して任せている。監査人の倫理的義務は、社会の人々が会計士である監査人によせる信頼ゆ

えに生じる。それゆえ、会計士である監査人が信頼されるかどうかは、基本的に、監査人が倫理的義務である信任義務を十分に果たすかどうかにかかっている。監査人が社会の人々に対する信任義務を十分に果たすことによって、財務諸表監査は有効に機能することができ、財務諸表監査の社会的関係は安定的に維持することができる。それにより、財務諸表監査制度は安定的に維持できるのである。

そこで、信頼 (trust) は、バーバー (Barber, 1983) によると、次の3つに分類される<sup>29</sup>。

- ①自然的秩序および道徳的社会秩序が存続し実現されるという期待
- ②社会的関係および社会制度の中で関係する相手が、役割を果たす能力を持っているという期待
- ③関係する相手が信任 (fiduciary) された責務や責任を果たすこと、つまり、関係する相手が自己利益よりも他者 (相手) の利益を優先するという義務を果たすという期待

バーバーは、第1の信頼を一般的信頼とし、第2および第3の信頼をより限定的な意味での信頼であるとする。この3つの分類に共通するのは、すべてに信頼する側の期待がかかっていることである。つまり、信頼する側が持つ期待の種類に応じて、信頼の意味が分類されている。簡単に言えば、信頼は、信頼する側が持つ期待という意味である。とりわけ、プロフェッションは、社会の人々のプロフェッションによせる信頼を維持するために、第2および第3の信頼に十分に応える必要がある<sup>30</sup>。

それでは改めて、社会の人々は、財務諸表監査制度および監査人の何を信頼しているのだろうか。ここでは、社会の人々がどのような期待を持って財務諸表監査制度および監査人を信頼しているのかを、これまでの分析およびバーバーの信頼に対する見方に基づいて、整理していくこととする。

第1の信頼では、社会の人々は、財務諸表監査制度が社会の人々の視点

## 監査への信頼と監査の失敗

に立って適切に管理・運営され、財務諸表監査が有効に機能することを期待する。財務諸表監査制度の存在は、社会の人々にとって「節減効果」となる。つまり、財務諸表監査制度が安定的に維持されていれば、社会の人々は、財務諸表監査にかかわる複雑さ（たとえば、社会の人々が自ら財務諸表の信頼性を検証すること、および社会の人々が監査の質を判断することなど）を縮減することができる。それにより、社会の人々は、他の事柄に意思決定や行為などを振り向けることができる。それゆえ、社会の人々は、監査の質の確保および財務諸表監査制度の安定性の確保を期待するのである。この第1の期待に応えるために、監査人は、次の第2および第3の期待などに十分に答える必要がある。

第2の信頼では、社会の人々は、財務諸表監査制度および財務諸表監査の社会的関係の中で、監査人が財務諸表監査を実施する専門的知識・能力を十分に持っていることを期待する。社会の人々は、監査人が専門的知識・能力を十分に持っていることを期待して、監査人に財務諸表監査を実施することを信頼して任せている。それゆえ、監査人は、専門的知識・能力に基づいて、財務諸表監査を適切に実施しなければならない。監査人は、社会の人々の信頼を保護するために、専門的知識の蓄積とその能力の向上に常に努める必要がある。

第3の信頼では、社会の人々は、監査人が自己利益はもちろんのこと、被監査会社（経営者）よりも、社会の人々を最優先させて財務諸表監査を適切に実施することを期待する。監査人と社会の人々の間には、会計・監査などに関する情報、知識および能力に大きなギャップが存在している。監査人と社会の人々は対等な関係ではないため、社会の人々は、監査人が社会の人々を最優先するという義務に服することを期待して、監査人に財務諸表監査の実施を信頼して任せているのである。もし監査人が権限を濫用しあるいは任務を怠慢すれば、社会の人々は大きな損害を被ることとなる。したがって、監査人は、社会の人々の信頼を保護するために、社会の

人々に対して倫理的義務である信任義務を十分に果たす必要がある。具体的には、監査人は、独立性（とりわけ、精神的独立性）（忠実義務）を保持し、正当な注意および職業的懐疑心（注意義務）を十分に働かせて、財務諸表監査を適切に実施する必要がある。監査人と社会の人々の信任関係では、この意味の信頼が特に求められるのである。

加えて、上述したように、社会の人々は、大抵の場合監査の質を自分で判断する能力を持たないために、監査人を信頼しなければならない。もし監査人が重要な判断を誤れば、社会の人々は大きな損害を被ることとなる。社会の人々は、監査人が信任義務を十分に果たすことはもちろんのこと、さらに監査人が専門的判断の質を十分に確保することを期待する。したがって、監査人は、社会の人々の信頼を保護するために、自らの専門的判断（監査判断）に対して十分に内省し、監査判断の質を十分に確保する必要がある。

以上をまとめると、社会の人々がよせる財務諸表監査制度および監査人に対する信頼は、次のような内容である。

- ①財務諸表監査制度が適切に管理・運営され、財務諸表監査が有効に機能する（監査の質が確保されている）という期待
- ②監査人が財務諸表監査を実施する上で専門的知識・能力を十分に持っているという期待
- ③監査人が社会の人々に対して倫理的義務である信任義務（忠実義務および注意義務など）を十分に果たすという期待、すなわち監査人が、独立性（とりわけ、精神的独立性）を保持し、正当な注意および職業的懐疑心を十分に働かせて、財務諸表監査を適切に実施するという期待
- ④監査人が自らの専門的判断（監査判断）に対して十分に内省し、監査判断の質を十分に確保するという期待

これらの期待は、社会の人々が財務諸表監査制度および監査人に対して



## 監査への信頼と監査の失敗

持つ信頼である。監査人は、社会の人々の信頼に応えるために、上記②・③・④の期待に十分に答えて財務諸表監査を適切に実施する必要がある。逆に、もし監査人が上記②・③・④の期待に応えない場合には、監査の失敗の原因に繋がり、監査人だけではなく財務諸表監査制度も社会から信頼を失う。つまり、財務諸表監査制度の存立は監査人に対する信頼にかかっているのである。それゆえ、上記②・③・④に起因する監査の失敗は、監査人に対する社会の人々の信頼を喪失させ、財務諸表監査制度への不信に繋がる。この財務諸表監査制度への不信は、資本主義の中核を担う証券市場および株式会社への不信に繋がる。最悪の場合には、証券市場および株式会社は不安定となり、社会は不安定となってしまう。それゆえ、監査人は、財務諸表監査制度に対する信頼を維持するために、とりわけ上記②・③・④の期待に十分に答えなければならないのである<sup>31</sup>。

## 6. 狭義の監査の失敗・監査の不備・広義の監査の失敗

監査の失敗という用語は明確に定義されていない<sup>32</sup>。実際に、監査の失敗 (audit failures) は監査の不備 (audit deficiencies) などと混同されており、明確に使用されていないのが現状である。

このことはわが国だけではなく、アメリカにおいても同様である。たとえば、PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board) は監査の失敗と監査の不備を混同して使用しており、監査の失敗という用語をPCAOB検査報告書に使用すべきではないという指摘がある (Peecher and Solomon, 2014; Tysiac, 2014など)<sup>33</sup>。また、マスコミは、誤解して監査の失敗という用語を使用していることがあり、こうしたマスコミ報道などを受けて、社会の人々が監査の失敗を誤解して捉えている可能性が高いと思われる。

それでは、監査の失敗および監査の不備とはどのような意味なのである

うか。ここでは改めて、監査の失敗および監査の不備という用語の意味を明確にしていく。そして、監査の失敗研究が射程に入れる監査の失敗の意味も明らかにしていく。

## 6.1 狭義の監査の失敗

監査の失敗は、被監査会社の財務諸表に重要な虚偽表示がある場合に、監査人が無限定適正意見を表明することによって生じる (Pearson, 1987)。つまり、監査の失敗の伝統的な定義は、無限定適正意見の表明と重要な虚偽表示がある財務諸表が同時に起こることである (Peecher and Solomon, 2014)。また、PCAOBのメンバーであるハンソンによると、監査の失敗は、被監査会社の財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人が監査期間中にそれを発見しなかったという意味で理解されている (Tysiac, 2014)。つまり、監査の失敗は、財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人がそれを発見できず、結果として無限定適正意見を表明することであるといえる。

また、アメリカ会計検査院の報告書 (GAO, 2004, p. 6) によると、監査の失敗とは、「証券取引委員会 (SEC) に届け出た監査済財務諸表が、誤謬または不正による重要な虚偽表示を含み、財務諸表監査は一般に認められた監査基準 (GAAS) に準拠して実施されていなかったこと、それゆえ監査人は、重要な虚偽表示を適切に発見しなかった、ないしは発見した重要な虚偽表示に関して、(1)財務諸表に重要な虚偽表示が残存しないように、適切な修正、関連する開示項目、そしてその他の変更が行われるようにする、(2)もし適切な修正や他の変更がされない場合には、監査意見を修正する、(3)必要な場合には、公開会社の登録監査人を辞職し、SECに対して辞職の理由を報告する、という適切な対応を行わなかったと関連する事実および状況に関する知識を持った合理的な第三者が結論を下したことを意味している」のである。つまり、監査の失敗は、財務諸表に重要な虚

## 監査への信頼と監査の失敗

偽表示があるにもかかわらず、結果として無限定適正意見を表明してしまうことと、財務諸表監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されなかったことが同時に起こることである。逆に、財務諸表監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施されたにもかかわらず、重要な虚偽表示を発見できなかった場合には、監査の失敗とみなさないとすることである。

このような監査の失敗には階層性が存在する。監査の失敗は、基本的に、①独立性（精神的独立性・判断の独立性・公正不偏の態度）の欠如に起因するものと、②正当な注意（職業的懐疑心を含む）の欠如に起因するものに分けることができる（栗濱，2011）。①の監査の失敗は、財務諸表監査の成否にかかわるものであるため、社会の人々により大きな負の影響を与える。つまり、①の監査の失敗は、②の監査の失敗に比べて、失敗の社会的影響度は大きいのである。

以上のことから、狭義の（伝統的な）監査の失敗とは、被監査会社の財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施しなかったことにより、それを黙認または見過ごし、結果として無限定適正意見を表明してしまうことと定義することができる。簡単に言えば、狭義の監査の失敗とは、不適切な監査を実施し、不適切な監査意見を表明したことである。

### 6.2 監査の不備

監査の不備は、監査調書に関するものを含む PCAOB 監査基準に準拠していないときに生ずるものである（Pecher and Solomon, 2014）。つまり、監査の不備とは、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠しなかったこと（監査の基準の準拠性違反）を意味し、監査意見に影響を及ぼさないものである。

また、PCAOB 監査基準第 7 号（Auditing Standard No. 7）「監査業務

の品質審査 (Engagement Quality Review)』は、重大な監査の不備を次のように説明している。

重大な監査業務の不備は、「(1)監査業務チームがPCAOB 監査基準に準拠する十分かつ適切な監査証拠を入手しなかった、(2)監査業務チームが業務の対象に関して不適切な全体的結論に到達した、(3)監査業務チームの報告書がその状況において適切でない、または(4)会計事務所がそのクライアントから独立の立場にない場合に存在する (12項)」ものである<sup>34</sup>。

さらに、PCAOB の『2007-2010検査報告書』(PCAOB, 2013) によると、重大な監査の不備とは、監査人が監査意見を形成するための十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったことである。この監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったことは、必ずしも財務諸表に重要な虚偽表示が存在するというを意味しているのではないとされる。つまり、必ずしも、十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったこと = 重要な虚偽表示を発見できなかったことという意味ではないのである。

ただし、上述のPCAOB のメンバーであるハンソンによると、十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったということは、監査人が、財務諸表が虚偽表示されているかどうかを知るために十分な仕事を行わなかったことを意味している (Tysiac, 2014)。このことは、監査人が、一般に公正妥当と認められる監査の基準で要求される監査手続を1つ以上実施しなかったことを意味するのである。したがって、監査人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準で要求される監査手続を十分に実施して、十分かつ適切な監査証拠を入手するように努める必要がある。

このように、監査の不備には階層性が存在する。監査の不備は、十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったことや外観の独立性の欠如などの重大な監査の不備から、監査調書の不備などのどちらかといえば軽微な監査の不備まで、いろいろな現れ方をするのである。

以上のことから、監査の不備とは、不適切な監査意見の表明には至らな

かったが、監査人が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠しなかったことと定義することができる。簡単に言えば、監査の不備とは、不適切な監査意見の表明には至らない監査の基準の準拠性違反のことである。

### 6.3 広義の監査の失敗

失敗の意味をより深く探るために、改めて失敗学における失敗の定義を見てみると、失敗とは、「人間が関わって行うひとつの行為が、はじめに定めた目的を達成できないこと」、また別の言い方をすれば「人間が関わってひとつの行為を行ったとき、望ましくない、予期せぬ結果が生じること」である（畑村，2000，21-22頁）<sup>35</sup>。そして、この定義のキーワードは、「人間が関わっている」および「望ましくない」の2つであるとされる。つまり、すべての失敗は、結局は人的要因による失敗（ヒューマンエラー）から起こるということである。そのため、すべての失敗をなくすことは不可能である。

また、失敗学は、人間の行動には必ず失敗はつきものであり、その失敗をマイナス（否定的）に捉えず、プラスの面に着目して有効活用しようと考えている。つまり、失敗学は、責任の有無はともかく、失敗と向き合うことによって、失敗の特性を理解し、不必要な失敗の防止策を考え、さらにそこから新たな知識などを学び、新たな創造を生み出していくということを目指している。この失敗学の失敗の範囲は、ハインリッヒの法則（1：29：300の法則）に基づいて、社会に大きな影響を与える重大な失敗からヒヤリとした体験まで広範囲に及んでいる。これは、失敗は確率事象であるので、ヒヤリとした体験はいずれ重大な失敗に繋がると考えているからである。それゆえ、重大な失敗だけではなく、失敗の種も射程に入れることは、失敗の研究にとって大きな意義があると考えられる。

さらに、失敗学では、失敗当事者の責任追及よりも、失敗の原因究明な

どに力点が置かれている。当事者に対する責任の追及だけでは真の原因がうやむやになり、失敗の再発防止に十分に貢献できない<sup>36</sup>。それよりも、失敗の再発防止や今後のあり方・発展に向け、またこれまで気づいていなかった潜在的な失敗などを明らかにするために、どのような判断や行動が失敗を生じさせたのかなどの原因を究明することなどが、失敗の研究において最も重要であるといえる。

このような失敗学の考え方は、当然、プロフェッションにおける業務においても当てはまる。プロフェッションにおける業務の失敗は、結局は人的要因による失敗に帰するのである（AICPA, 1978）。そもそもわれわれ人間は、合理的な経済人ではなく限定合理的な経済主体である。合理的な経済人は、情報解釈のための真のモデルを持っており、かつ情報処理能力が無限であるがゆえに、常に正しい判断を行うことができる。他方、限定合理的な経済主体は、真のモデルを持たず情報処理能力に限界がある限定合理的な主体であり、そのため、自らの認知枠組みや記憶などに基づいて判断や行動する主体である（栗濱, 2011）<sup>37</sup>。それゆえ、限定合理的な経済主体であるわれわれ人間は、判断や行動を誤ることがありえる。プロフェッションも人間である以上、判断や行動の誤りによる失敗は不可避免的に発生し、すべての失敗をなくすことは不可能である。

当然、会計プロフェッションである監査人も人間である以上<sup>38</sup>、判断や行動を誤ることがありえるので、人的要因による失敗から逃れることはできない。監査の失敗は、結局は監査人の判断や行動による失敗に起因するのである。この監査人の判断や行動の誤りは、個々の会計士だけではなく、監査業務チームなどの組織（監査法人など）も関わっている。そのため、監査の失敗研究においては、個々の会計士だけに焦点を当てるだけではなく、組織にも焦点を当てる必要がある。

そこで、これまでの議論を踏まえて、監査の失敗研究が取り扱う監査の失敗の範囲（射程）を検討していく。とりわけ、失敗学における失敗の定

## 監査への信頼と監査の失敗

義のキーワード、①人間が関わっているおよび②望ましくないを踏まえて、監査の失敗を検討していく。まず、①のキーワードに関しては、財務諸表監査は監査人という人間が関わっている以上、判断や行動の誤りが起こりうるということは既に説明した。つまり、監査の失敗は、結局は人的要因の失敗に帰するのである。次に、②のキーワードをどのように取り扱うかによって、監査の失敗の定義は異なってくると考えられる。そして、②の取り扱いによって、監査人の判断や行動などの誤りに関する分析の射程も変わってくると考えられる。

たとえば、②を一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施しなかったことにより、重要な虚偽表示を発見できなかったことと捉えれば、狭義の監査の失敗の定義となる。狭義の監査の失敗は、社会の人々に大きな負の影響を与えるため、重要な研究対象である。そして、この失敗は、監査人の責任を論じる上でも、重要な研究対象である。他方、②を重要な虚偽表示を発見できなかったことだけで捉えれば、狭義の監査の失敗に加えて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したにもかかわらず、重要な虚偽表示を発見できなかったことも監査の失敗として取り扱われる。実際に、監査人がいくら一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したとしても、財務諸表の重要な虚偽表示を発見できないことはありえる。この場合、このような失敗も監査の失敗として取り扱うかどうかの問題となる。監査人の責任を論じる上では、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠性は重要な論点であるかもしれない。だが、このような失敗は、監査人の責任の有無とは別に、これまでの会計の基準や監査の基準などが念頭に置いていなかった未知の領域などにおいて重要な虚偽表示が発見できなかったケースと考えられるため、会計の基準や監査の基準などのルールの見直し・変更や監査判断・監査手続の新たなあり方を考えるきっかけになる。このことは財務諸表監査の発展にとって意義があると考えられるので、このような失敗

も監査の失敗と広義に捉えて適切に対処する必要がある。

また、たとえば、②を不適切な監査意見の表明には至らなかったが、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠しなかったこと（監査の基準の準拠性違反）だけで捉えると、監査の不備の定義となる。主な監査の不備は、十分かつ適切な監査証拠を入手しなかったこと、正当な注意の欠如、そして職業的懐疑心の欠如などである（Beasley et al., 2001, 2013）。この主な監査の不備や外観的独立性の欠如などは、重大な監査の不備である。これらを放置すれば、いずれ社会に監査の失敗が顕在化（不適切な監査意見の表明）する可能性が高い。他方、監査調書の不備などはどちらかといえば軽微な監査の不備であるかもしれない。しかしながら、監査調書の不備は監査の質に影響を与えるものであり、不備のない監査調書は監査の質にとって不可欠である。したがって、監査の不備は、重大な潜在的失敗（監査の失敗の芽（原因））であり監査の失敗の顕在化に結びつくので、監査の失敗と広義に捉えて適切に対処する必要がある。

さらに、監査人や会計士協会が適切でなかったと認識した監査の状況や監査人が認識したヒヤリとした体験も、認識された潜在的失敗と考えることができる。なぜなら、ヒヤリとした体験などは監査の失敗の種（原因）であり、これらを適切に対処せず放置したままにしていれば、いずれ監査の不備ひいては監査の失敗の顕在化に結びつくからである。このような失敗も、監査人の責任の有無とは別に、監査判断・監査手続のあり方などを改めて考えるきっかけになる。それゆえ、これらの失敗も監査の失敗と広義に捉えて適切に対処する必要がある。

以上のことから、広義の監査の失敗とは、監査人の判断や行動が、望ましくないものになることと定義することができる（図3）。別の言い方をすれば、広義の監査の失敗とは、監査人の判断や行動に起因する潜在的・顕在的失敗である。この広義の監査の失敗は、ヒヤリとした体験、監査の不備、そして狭義の監査の失敗などを含むものである。広義の監査の失敗



## 監査への信頼と監査の失敗

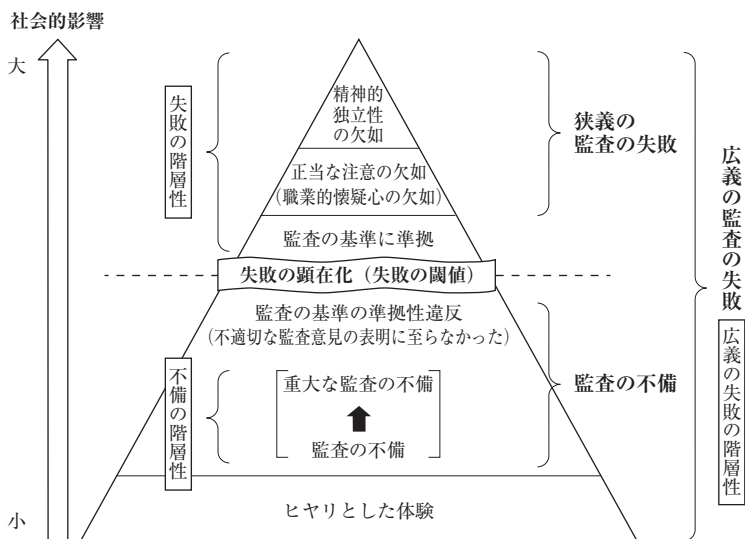


図3 広義の監査の失敗と監査の失敗研究の範囲

は、つまるところ監査人の判断や行動などによる失敗に帰するのである。

このように、監査の失敗研究においても、失敗学と同様に、監査人の責任追及ではなく、監査の失敗がなぜ・どのような状況（判断や行動など）で起こったのか、そして監査人が監査の失敗をしないようにするにはどうすればよいのかなどに焦点を当てるために、監査の失敗を広義に捉えることが重要となる。広義の監査の失敗を監査の失敗研究の範囲（射程）に入れることによって、監査判断・監査手続の（新たな）あり方、および会計の基準や監査の基準などのルールの見直し・変更などを考えることができるのである——以下、特別の断りがない場合には、監査の失敗は広義の監査の失敗を意味する——。財務諸表監査の発展にとって、いかなる監査の失敗からも学ぶことが重要であると考ええる。

ただし、監査人の責任の有無を考えた場合には、基本的には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したかどうかによっ

て処分が下されるであろう (Perry, 1984; 栗濱, 2011など)<sup>39</sup>。そして、狭義の監査の失敗が生じた場合には、精神的独立性の欠如か正当な注意の欠如 (職業的懐疑心の欠如も含む) かによって、責任の大きさは変わるであろう。

## 7. 監査への信頼と監査の失敗の関係

監査への信頼とは、監査人および財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼のことである。この社会の人々の信頼は、監査人や財務諸表監査制度にとって不可欠なものである。

監査への信頼は、基本的に、社会の人々が監査人に対して持つ期待、すなわち監査人が専門的知識・能力を十分に持っているという期待、監査人が独立性 (とりわけ、精神的独立性) を保持するという期待、監査人が正当な注意を十分に行使し職業的懐疑心を十分に発揮するという期待、そして監査人が監査判断を十分に内省するという期待などである。加えて、監査への信頼には、社会の人々が財務諸表監査制度に対して持つ期待、すなわち財務諸表監査が有効に機能するという期待も含まれる。これらの期待は、社会の人々が監査人および財務諸表監査制度に対して持つ信頼である。それゆえ、監査人は、社会の人々の信頼を保護するために、社会の人々が監査人に対して持つ期待に十分に答えて財務諸表監査を適切に実施する必要がある。それにより、財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼は維持できるのである。逆に、監査人が、これらの期待に応えることができなければ、監査人ひいては財務諸表監査制度は社会の人々から信頼を失うのである。財務諸表監査制度の存立は、社会の人々が監査人に対してよせる信頼にかかっているのである。

他方、監査の失敗は、監査人および財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼を喪失させる要因である。

## 監査への信頼と監査の失敗

プロフェッションの失敗には、技術的エラー（technical errors）と規範的エラー（normative errors）がある（Dekker, 2007）<sup>40</sup>。技術的エラーとは、プロフェッションが行うべき職務を精一杯果たしたにもかかわらず、その結果が要求された水準に及ばない場合である。この技術的エラーは、失敗から学ぶ良い機会であり、再発防止に結びつくものであるため、容認され責められるべきものではないとされる。他方、規範的エラーとは、プロフェッションが職務義務（信任義務など）を勤勉に果たさないものである。この規範的エラーは、職務に対するプロフェッションの態度に関係しているため、容認できないとされる。規範的エラーは、プロフェッションに対する社会の人々の信頼を大きく喪失させるものである。

同様に、監査の失敗にも容認できる失敗と容認できない失敗がある。容認できる監査の失敗は、たとえば、経験の浅い監査人が監査判断や監査手続などを誤る場合などである。この誤りは失敗から仕事を学ぶ良い機会であり、再発防止に結びつくものである<sup>41</sup>。その他に、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したにもかかわらず、重要な虚偽表示を発見できなかったなどの未知の領域などで生じる監査の失敗などである。これは監査判断・監査手続の新たなあり方や会計の基準・監査の基準などのルールの見直し・変更などを促すため、財務諸表監査制度の発展に寄与するものである。他方、容認できない監査の失敗は、社会の人々が監査人および財務諸表監査制度に対して持つ期待（信頼）を踏みにじる監査の失敗である。これには、監査人が、専門的知識・能力を持っていない、独立性（とりわけ、精神的独立性）を保持しない、正当な注意を払わない、職業的懐疑心を働かせない、そして自身の監査判断を内省しないことなどから起因する監査の失敗が該当する。このような場合、社会の人々は、監査人に対して大きく失望し、財務諸表監査制度に対して不信感を抱く。つまり、監査人および財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼は失墜するのである。

そして、監査の失敗の原因によって、監査人および財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼の喪失度は異なる。たとえば、精神的独立性の欠如に起因する狭義の監査の失敗は、正当な注意（職業的懐疑心も含む）の欠如に起因する狭義の監査の失敗に比べて、監査人および財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼喪失の度合いは大きい。これは社会の人々の信頼を大きく裏切ったからである。まさに、監査の失敗の原因と信頼喪失の度合いは密接に関係しているのである。

さらに、監査の失敗（とりわけ、精神的独立性の欠如に起因する狭義の監査の失敗）は、監査人に対する社会の人々の信頼を喪失させ、財務諸表監査制度そのものへの不信に繋がっていく。この財務諸表監査制度への不信は、資本主義の中核を担う証券市場および株式会社への不信に繋がる。最悪の場合には、証券市場および株式会社は不安定となり、われわれ社会は不安定となってしまう。とりわけ、狭義の監査の失敗は、社会に大きな負の影響を与える。それゆえ、監査人は、財務諸表監査の質を確保し、ひいては財務諸表監査制度の安定性を確保するために、社会の人々が監査人に対して持つ期待（信頼）に十分に応える必要がある。繰り返すが、財務諸表監査制度の存立は、監査人に対する社会の人々の信頼にかかっているのである。

以上のように、基本的に、監査人が社会の人々の監査人に対する期待（信頼）に十分に応えることが、監査の失敗を防ぐことに結びつき、逆に、この期待（信頼）に応えないことが、監査の失敗に結びつくのである。まさに、監査への信頼と監査の失敗は密接に関係しているのである。

## 8. おわりに

財務諸表監査は、資本主義の中核を担う証券市場および株式会社と社会の人々の間の信頼を醸成する1つの媒介であり、また、われわれの社会を

## 監査への信頼と監査の失敗

安定的に維持するための1つの社会的装置である。そして、財務諸表監査の担い手である監査人は、専門的知識・能力に基づいて、社会の人々の利益を最優先させ、専門的判断を伴う財務諸表監査業務を独占的に提供し、よって公共の利益に貢献する職業である。

財務諸表監査が有効に機能し、社会の人々の信頼に応えるためには、「どうすればうまくいくのか」というよりも、「してはいけないことをするとどうなるのか」および「しなければならないことをしないとどうなるのか」ということなどに重点を置く必要があると考えられる<sup>42</sup>。実際に、監査人がしなければならないことをせずに、狭義の監査の失敗を引き起こし、社会の人々から信頼を失ったケースをわれわれは多く見てきた。それゆえ、監査人は、基本的に、社会の人々が監査人に対して持つ期待——監査人が専門的知識・能力を十分に持っているという期待、監査人が独立性（とりわけ、精神的独立性）を保持するという期待、監査人が正当な注意を十分に行使し職業的懐疑心を十分に発揮するという期待、監査人が監査判断を十分に内省するという期待——に十分に答えて財務諸表監査を適切に実施し、監査の失敗を防ぐように努める必要がある。それにより、監査人および財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼は維持できるのである。監査への信頼と監査の失敗は密接に関係しているので、監査人は、自己利益はもちろんのこと、報酬を直接支払う顔の見える相手である被監査会社（経営者）よりも、顔の见えない相手である社会の人々を最優先させて財務諸表監査を適切に実施することを忘れてはならないのである。

社会の人々の信頼を保護するために、そして監査への信頼⇒監査の失敗⇒監査への不信⇒証券市場および株式会社への不信⇒社会の不安定性という負の連鎖を断ち切るために、監査の失敗を研究することはわれわれ社会において重要なテーマである。この監査の失敗研究は、監査人および財務諸表監査制度に対する社会の人々の信頼に応えるために、そしてわれわれ社会の安定性を確保するために、ミクロ・メゾ・マクロの視点から複眼的

に行うことが重要である。

また、監査の失敗研究は、広義の監査の失敗をその範囲（射程）に入れて行うことが極めて重要である。それにより、われわれは、監査の失敗がなぜ・どのような状況（判断や行動など）で起こったのか、これまで気づいていなかった潜在的な監査の失敗とは何か、および監査人が監査の失敗をしないようにするにはどうすればよいのかなどを明らかにすることができ、そして監査判断・監査手続の（新たな）あり方および会計の基準や監査の基準などのルールの見直し・変更などを考えることのできるのである。つまり、監査の失敗研究は、失敗学のように、監査人の責任の有無はともかく、いかなる監査の失敗にも向き合い、そこから監査の失敗の特性などを理解し、不必要な監査の失敗の再発防止策を考え、さらに監査の失敗から新たな知識などを学び、監査判断や監査手続の（新たな）あり方および会計の基準や監査の基準などのルールの見直し・変更などを考えることを目指すものである。

このように、資本主義の中核を担う証券市場および株式会社と社会の人々との間の信頼を醸成するために、また、証券市場および株式会社を安定的に維持するために、ひいてはわれわれ社会を安定的に維持するために、監査の失敗を研究することは社会的に意義があるといえるのである。

#### 注

- 1 財務諸表監査における被監査会社（経営者）以外の社会の人々とは、財務諸表監査の存在を認めているあらゆる集団もしくは個人、および財務諸表監査（監査の結果）によって影響を受けるあらゆる集団もしくは個人であると定義できる。そして、広義のステークホルダーは、社会の人々として捉えることができる。詳しくは、栗濱（2011）を参照。
- 2 ルールには、暗黙のルール（習慣や慣習など）と明示的ルール（基準や法律など）がある。
- 3 ミクロ・メゾ・マクロ・ループに関する議論は、西部（2004, 2006）に負っている。

## 監査への信頼と監査の失敗

- 4 制度資本に関する議論は、宇沢（1977, 2000, 2003）および宇沢・國則編（1995）などに負っている。この制度資本は、社会的共通資本の範疇に入る。社会的共通資本（social overhead capital）は、①自然環境（大気、水、土壌など）、②社会的インフラストラクチャー（道路、電力、ガスなど）、そして③制度資本に分けられる。ここでの「資本」とは、ある時点に現に存在する希少資源のストックという広義の意味で用いられている。社会的共通資本の考えは、宇沢（1977, 2000, 2003）を参照。なお、これまで財務諸表監査制度は、社会的または経済的インフラストラクチャーとして説明されてきた。しかしながら、なぜ財務諸表監査制度が社会的または経済的インフラストラクチャーであるのかに関して、理論的な説明が十分にされていないのが現状である。
- 5 たとえば、金融制度は、その制度が円滑に機能するとき、現在から将来にわたる長い期間を通じて、経済活動の円滑な機能とそれに伴う大きな社会的経済的な便益をもたらし、社会的安定性を維持するために重要な役割を果たしている（宇沢・國則編, 1995）。
- 6 たとえば、エンロン事件、ワールドコム事件、カネボウ事件、そしてライブドア事件などである。
- 7 この制度資本の考えは、アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会（コーエン委員会）報告書（AICPA, 1978）が示した、財務諸表監査を社会統制（social control）とみなす考え方と重なるものと考えられる。
- 8 詳しくは、栗濱（2011）を参照。
- 9 なお、過度な指導機能は、二重責任の原則に反するおそれがある。
- 10 国際監査基準やわが国の監査実務指針は、除外事項という観点から意見不表明を監査意見に含めて考えている。しかしながら、そもそも監査意見は、意見形成の基礎となる十分かつ適切な監査証拠が入手できて表明されるものである。理論的には、監査範囲の制約が広範囲に及び、意見形成の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、監査人は監査意見という形で意見を表明できないと考える。つまり、理論上、意見不表明は監査意見に含まれないのである。
- 11 パーソンズのプロフェッションの定義（Parsons, 1954, p. 372）によると、すべての職業がプロフェッションとみなされる。
- 12 税理士も広義には会計プロフェッションの範疇に含まれる。
- 13 当時、イギリスの会計士の主な業務は倒産関係業務であった。会計士は、倒産関係業務を通して、会計プロフェッションとしての社会的地位を築いていった。そして、1878年のシティ・オブ・グラスゴー銀行事件をきっかけに、専門性と独立性を備えた会計士が会計監査を多く担うようになったのである。

- 14 ミラーソン (Millerson, 1964, p. 4) は、プロフェッションの定義に含まれる基本的な特徴として、①理論的知識に基づいた技能、②技能の訓練と教育、③試験によって保証された専門的能力、④誠実性の保持のための行動規範、⑤公共の利益のためのサービス、そして⑥専門団体の組織化という6つをあげている。
- 15 職業免許制度に関する議論は、Friedman (1962) に負っている。
- 16 フリードマンは、認定制の例として会計士をあげているが、監査業務などに関して会計士は免許制であると述べている。
- 17 監査証明業務には、その他に、内部統制監査や四半期レビューなどがある。
- 18 それ以外の業務(第2条第2項業務)である財務諸表の調整、税務業務、そしてコンサルティング業務などは会計士の独占業務ではない。
- 19 フリードマンは、免許制を否定する際に、医師免許制度に焦点を当てている。その理由としてフリードマンは、医師免許は他の専門職業の免許制より根拠が強力であるので、医師免許を否定することは免許制そのものを否定することに結びつくとして述べている。
- 20 契約に関する議論は、Jensen and Meckling (1976), Frankel (1983), Iwai (1999), 岩井 (1998, 2003), 樋口 (1999, 2007, 2008), そして栗濱 (2011) などに負っている。そして契約関係は、エージェンシー関係 (agency relationship) と捉えることができる。
- 21 信任に関する議論は、Frankel (1983), Iwai (1999), 岩井 (1998, 2003), 樋口 (1999, 2007), そして栗濱 (2011) などに負っている。
- 22 信任義務に関する議論は、Frankel (1983, 1998), Iwai (1999), 岩井 (1998, 2003), そして樋口 (1999, 2007), 栗濱 (2011) などに負っている。
- 23 その他の信任義務として、守秘義務や情報提供義務などがある。
- 24 仮に罰則規定がない状態であっても、信任受託者は、本来、自己利益の追求を行うことは許されず、信任受益者の信頼を保護するために、すなわち信任関係を維持するために、倫理的義務である信任義務を十分に果たす必要がある。ただ残念ながら、現実的に一部の信任受託者が信任義務を十分に果たさないために、法律で罰する必要があるのである。
- 25 他に信任関係に基づく専門職業として、経営者、信託受託者、証券アナリスト、教師、後見人、破産管財人、そして遺言執行人などがある。
- 26 たとえば、アントル (Antle, 1982) は、所有者(株主)、経営者、そして監査人の関係を契約関係(エージェンシー関係)と捉えて研究を行っている。また、ガー (Gaa, 1994) は、監査人と社会の人々の関係を社会契約 (social contract) として捉えて研究を行っている。この財務諸表監査の社会的関係の



## 監査への信頼と監査の失敗

詳細な議論は、栗濱（2011）を参照。

- 27 二重の忠実構造に基づく独立性の理論的分析・説明は、栗濱（2011）を参照。
- 28 わが国の一般に公正妥当と認められる監査の基準は、企業会計審議会が定める「監査基準」、「品質管理基準」、「不正リスク対応基準」、および日本公認会計士協会の「監査実務指針」などを含むものとされている。
- 29 信頼に関する議論は、バーバーに加え、ルーマン（1990）も有名である。なお、ルーマンの信頼の考えは、バーバーの第1の信頼に該当する。
- 30 バーバー（Barbar, 1983）は、プロフェッションへの信頼に関して、第2および第3の信頼（とりわけ、第3の信頼）に対して多くの批判・不満が表明されており、その原因はプロフェッションの自己規制が十分に機能していないからと述べている。そのため、バーバーは、外部の評価や規制がプロフェッションへの信頼を確保するために必要であると指摘している。このバーバーの指摘は、上記4.1の信任関係および信任義務における公的介入の必要性の議論と重なるものである。
- 31 監査人が失った信頼を回復する際にも、監査人は、とりわけ上記②・③・④の期待に十分に答えていくことが必要不可欠である。
- 32 たとえば、アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会（コーエン委員会）報告書（AICPA, 1978）の中にも監査の失敗に関する記述は散見されるが、その定義は明確ではない。
- 33 ピーチャーおよびソロモン（Peecher and Solomon, 2014）は、PCAOBの混同した使用が投資者などに不安を与えていると述べている。またピーチャーおよびソロモンは、PCAOBの検査対象はスクリーニングで行われているので不備率は相対的に高くなり、見積りなどに関するPCAOBの検査には後知恵バイアスが働いている可能性があるとは指摘している。この後知恵を使って判断すると、人間のどんな判断や行動にも欠陥などがあるように見えてしまうのである（Dekker, 2007）。
- 34 同基準は、業務の品質を審査する担当者は、正当な注意を発揮して審査を実施し、重大な監査の不備に気づかなかった場合に限り、監査報告書の発行の同意承認を与えることができるとしている。
- 35 失敗学に関する議論は、畑村（2000, 2010）に負っている。
- 36 たとえば、デッカー（Dekker, 2007）も、責任追及が業務の質の向上に必ずしも結びつかないと指摘している。また、監査人と法的リスクに関する議論は、栗濱（2011）を参照。
- 37 合理的な経済人と限定合理的な経済主体の詳しい説明は、栗濱（2011）を参

照。

- 38 たとえば、アントル (Antle, 1982)、デ・アンジェロ (De Angelo, 1981)、そしてウォーレス (Wallace, 1980) などは、監査人を合理的な経済人と仮定している。
- 39 SEC の執行部門 (SEC's Division of Enforcement) のチーフ会計士であるペリー (Perry, 1984) は、SEC の行政処分にかかわる監査の失敗の主な理由を次のように述べている。①範囲の制限——たとえば、売掛金を確認しないことに同意すること、②能力不足——たとえば、業務を遂行するのに必要な訓練または経験のレベルを持ち合わせていないこと、③話し合いによる監査——たとえば、独立的な検証なしで経営者の言葉を鵜呑みにすること、④取引を批判的に評価しないこと——たとえば、ある当事者または両当事者に法的拘束力を生じさせない契約条項に注目しないこと、④客観性および懐疑心の欠如——時々監査人は、正しいことをすることとクライアントを満足させ続けることとの間で当惑すること。そして、財務諸表監査が一般に認められた監査基準 (GAAS) に準拠して実施された場合には、監査人に対する処分は行われませんが、それに準拠しなかった場合には、監査人に対して処分が下されると述べている。ただし、ペリーは、監査の失敗に関して明確な定義を行っていない。
- 40 技術的エラーと規範的エラーに関する議論は、Dekker (2007) に負っている。また、畑村 (2000) は、失敗をよい失敗 (許される失敗) と悪い失敗 (許されない失敗) に分けて議論している。このよい失敗とは、人間の成長に貢献する失敗であり、他方、悪い失敗とは、不注意や誤判断などの単純ミスが原因で何度も繰り返される失敗などであるとされる。
- 41 この誤りは、基本的に、経験豊富な監査人などの指導・監督によって是正されるであろう。
- 42 社会進化などの考えによると、われわれが過去の経験から学ぶことができるのは、生き残ったものまたは成功したものの理由よりも、生き残れなかったものまたは失敗したものの原因などからである。われわれは、生き残れなかったものまたは失敗したものの原因などから学ぶことを通して、新たな知見などを得て、人類の進歩や社会の発展などを遂げているのである。

## 参考文献

- AICPA, Commission on Auditor's Responsibility. 1978. *Report, Conclusions, and Recommendations*. AICPA. (鳥羽至英訳. 1990. 『財務諸表監査の基本的枠組み—見直しと勧告—』白桃書房.)
- AICPA, Special Committee on Standards of Professional Conduct for Certified

- Public Accountants. 1986. *Restructuring Professional Standards to Achieve Professional Excellence in a Changing Environment*, AICPA. (八田進二訳. 1991. 『会計プロフェッションの職業基準—見直しと勧告—』白桃書房.)
- Antle, R. 1982. The Auditor as Economic Agent. *Journal of Accounting Research* 20 (2): 503-527.
- Barber, B. 1983. *The Logic and Limits of Trust*, Rutgers University Press.
- Beasley, M. S., J. V. Carcello, and D. R. Hermanson. 2001. Top 10 Audit Deficiencies: Lesson from fraud-related SEC cases. *Journal of Accountancy* 191 (4): 63-66.
- Beasley, M. S., J. V. Carcello, D. R. Hermanson, and T. L. Neal. 2013. *An Analysis of Alleged Auditor Deficiencies in SEC Fraud Investigation: 1998-2010*.
- Bell, T. B., M. Peecher, and I. Solomon. 2005. *The 21<sup>st</sup> Century Public Company Audit: Conceptual Elements of KPMG's Global Audit Methodology*. KPMG International. (鳥羽至英・秋月信二・福川裕徳監訳. 2010. 『21世紀の公開会社監査—KPMG 監査手法の概念的枠組み—』国元書房.)
- Chasan, E. 2014. One in Three Audits Fail, PCAOB Chief Auditor Says. *Wall Street Journal*. January 24.
- De Angelo, L. E. 1981. *The Auditor-Client Contractual Relationship: An Economic Analysis*. UMI Research Press.
- Dekker, S. 2007. *Just Culture: Balancing Safety and Accountability*. Ashgate Publishing Company. (志賀繁監訳. 2009. 『ヒューマンエラーは裁けるか—安全で公正な文化を築くには—』東京大学出版会.)
- Frankel, T. 1983. Fiduciary Law. *California Law Review* 71 (3): 795-836.
- Frankel, T. 1998. Fiduciary duties. in Newman, P. (ed.). *The New Palgrave Dictionary of Economics and the Law*. Macmillan.
- Friedman, M. 1962. *Capitalism and Freedom*. University of Chicago Press. (熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳. 1975. 『資本主義と自由』マクローヒル好學社.)
- Gaa, J. C. 1994. *The Ethical Foundations of Public Accounting*. CGA-Canada Research Foundation. (瀧田輝己訳. 2005. 『会計倫理』同文館出版.)
- GAO. 2004. Report to the Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs and the House Committee on Financial Services. *Mandatory Audit Firm Rotation Study: Study Questionnaires, Responses, and Summary of Respondents' Comments*, GAO.
- Hodgson, G. M. 2006. What Are Institutions?. *Journal of Economic* 40 (1): 1-25.

- Iwai, K. 1999. Persons, Things and Corporations: the Corporate Personality Controversy and Comparative Corporate Governance. *American Journal of Comparative Law* 47 (4): 583-632.
- Jensen, M. C. and W. H. Meckling, 1976. Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure. *Journal of Financial Economics* 3 (4): 305-360.
- Kurihama, R. 2007. Role for Auditing in Corporate Social Responsibility and Corporate Governance: Under New Corporate View. *Corporate Ownership & Control* 5 (1): 109-119.
- Millerson, G. 1964. *The Qualifying Associations: A Study in Professionalization*. Routledge & Kegan Paul.
- Parsons, T. 1954. *Essays in Sociological Theory*. Rev. ed. Free Press.
- PCAOB. 2013. *Report on 2007-2010 Inspections of Domestic Firms That Audit 100 of Fewer Public Companies*. PCAOB.
- Pearson, M. A. 1987. Auditor Independence Deficiencies and Alleged Audit Failures. *Journal of Business Ethics* 6 (2): 281-287.
- Peecher, M. and I. Solomon. 2014. "PCAOB's 'Audit Failure' Rate Is Highly Suspect. *CFO. com*. February 27.
- Perry, L. G. 1984. The SEC's Enforcement Activities. *The CPA Journal* 54 (4): 9-13.
- Robertson, J. C. 1979. *Auditing*. Rev. ed. Business Publications.
- Tysiac, K. 2014. Stop using "audit failure" term in PCAOB reports, Hanson says. *Journal of Accountancy*. March 21.
- Veblen, T. 1909. The Limitation of Marginal Utility. *Journal of Political Economy* 17 (9): 620-636.
- Wallace, W. A. 1980. The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets. in Wallace, W. A. 1991. *Auditing Monographs* 2nd ed. PWS-KENT Publishing. (千代田邦夫・百合野正博・伊豫田隆俊・盛田良久・朴大栄訳. 1991. 『ウォーレスの監査論』同文館出版.)
- 石村善助. 1969. 『現代のプロフェッション』至誠堂.
- 岩井克人. 1998. 「身分から契約と`信任、へ」『日本経済新聞』1月1日朝刊.
- 岩井克人. 2003. 『会社はこれからどうなるのか』平凡社.
- 宇沢弘文. 1977. 『近代経済学の再検討—批判的展望—』岩波書店.
- 宇沢弘文. 2000. 『社会的共通資本』岩波書店.
- 宇沢弘文. 2003. 『経済解析—展開篇—』岩波書店.

## 監査への信頼と監査の失敗

- 宇沢弘文・國則守生編. 1995. 『制度資本の経済学』東京大学出版会.
- 栗濱竜一郎. 2011. 『社会的存在としての財務諸表監査』中央経済社.
- ジョイ, P. 2005. 「法曹と医療専門家における利益相反」樋口範雄訳, 樋口範雄・土屋裕子編『生命倫理と法』弘文堂.
- 鳥羽至英・川北博他. 2001. 『公認会計士の外見的独立性の測定—その理論的枠組みと実証研究—』白桃書房.
- 友岡賛. 1995. 『近代会計制度の成立』有斐閣.
- 長吉真一. 2004. 『監査の一般基準論—公認会計士監査の有効性の確立に向けて—』中央経済社.
- 西部忠. 2004. 「進化主義的な制度設計」西部忠編『進化経済学のフロンティア』日本評論社.
- 西部忠. 2006. 「進化主義的な制度設計におけるルールと制度」『経済学研究』(北海道大学) 56 (2): 133-146.
- 畑村洋太郎. 2000. 『失敗学のすすめ』講談社.
- 畑村洋太郎. 2010. 『失敗学実践講義』講談社文庫.
- 樋口範雄. 1999. 『フィデュシャリー [信認] の時代—信託と契約—』有斐閣.
- 樋口範雄. 2007. 『入門 信託と信託法』弘文堂.
- 樋口範雄. 2008. 『アメリカ契約法 (第2版)』弘文堂.
- 山岸俊男. 1998. 『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム—』東京大学出版会.
- ルーマン, N. 1990. 『信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム—』大庭健・正村俊之訳 勁草書房.